

国内肥料資源利用拡大対策事業【令和5年度補正予算】

事業概要



Contents

0 国内資源の肥料利用の拡大
に向けた対応方向

1 事業の全体像

2 支援内容

A : 国内肥料資源活用総合支援事業

3 令和4年度補正予算からの
主な変更点

4 申請手続

5 事業実施計画書の主な内容

6 事業実施計画書に対する審査
基準・採択方法

7 事業実施に係る主なフロー

8 スケジュール

B : 畜産環境対策総合支援事業

9 令和4年度補正予算からの
主な変更点

10 事業実施に係る主なフロー

11 事業実施計画書に対する審査
基準・採択方法

12 スケジュール

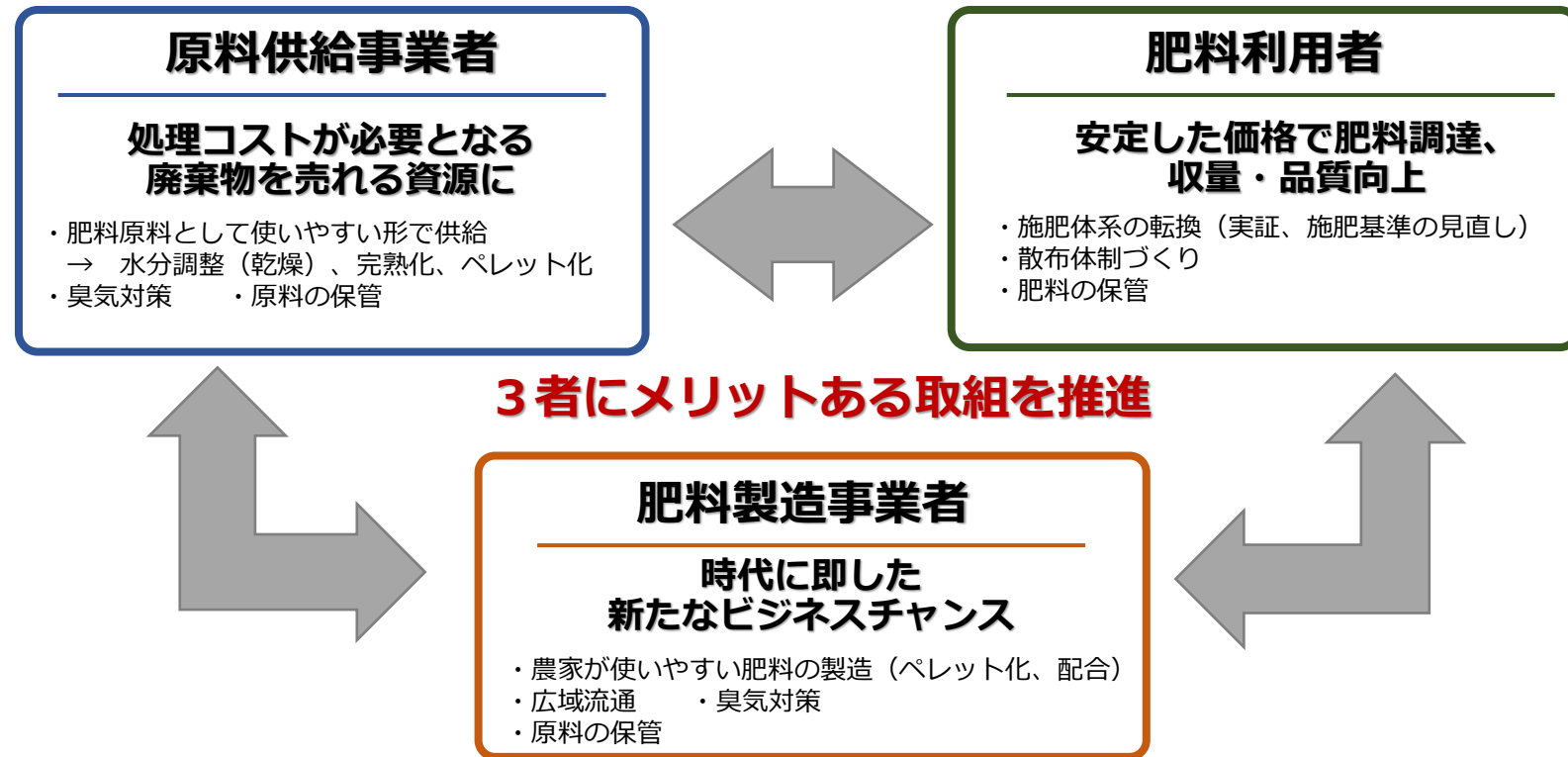
13 問い合わせ先

参考

国内肥料資源の利用拡大に向けた取組

国内資源の肥料利用の拡大に向けた対応方向

- ✓ 国内資源の肥料利用や取組の定着に当たっては、**原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携した取組が不可欠。**
- ✓ **これら3者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進し、各地域の状況に応じた多様な取組を創出。**



「農家が使いやすい、使いたくなる国内資源由来肥料」の例

高品質な堆肥

- ・ 水分含量が低く、臭いも少ない
- ・ 作物生育への悪影響が少なく、散布しやすい



ペレット肥料

- ・ ペレット化され、広域流通可能
- ・ 農家が持っている散布機（ブロードキャスター）で撒ける



有機入り複合肥料

- ・ 成分が調整されており、化成肥料の代わりに使える
- ・ BB肥料などで各品目のニーズに合った肥料が製造できる

肥料の国産化・安定供給確保対策のうち
国内肥料資源利用拡大対策事業

【令和5年度補正予算額 5,600百万円】

＜対策のポイント＞

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援**します。

＜事業目標＞

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等への支援を行います。

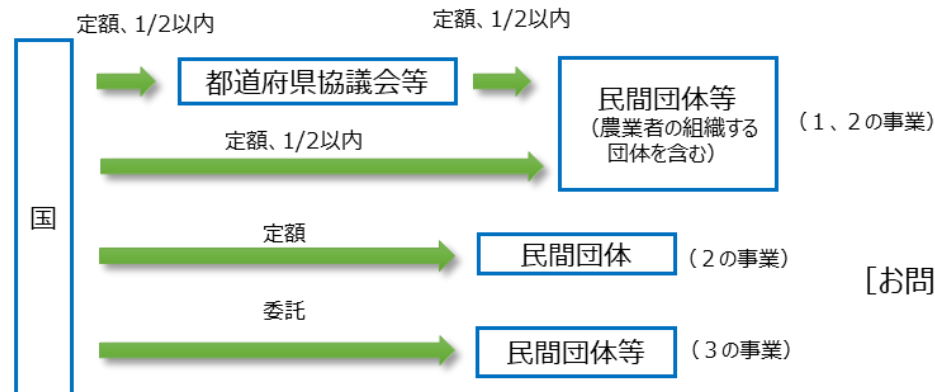
2. 国内資源の肥料利用拡大の取組への支援等

ほ場での効果実証の取組や機械導入、関係事業者間のマッチングや現地指導等への支援などを行います。

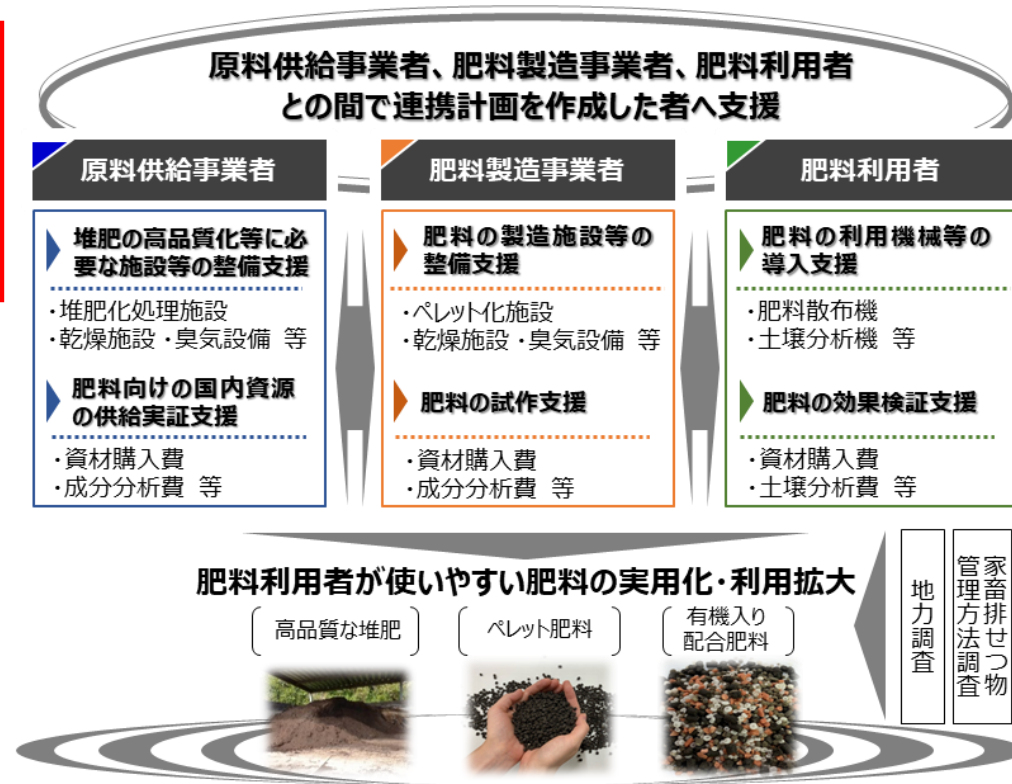
3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況や家畜排せつ物の管理方法の実態等を調査します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】

(1、2の事業)	農産局	技術普及課	(03-6744-2182)
(2、3の事業)		農業環境対策課	(03-3593-6495)
(1、2、3の事業)	畜産局	畜産振興課	(03-6744-7189)

A : 国内肥料資源活用総合支援事業
【民間団体向け補助金】

- 事業の執行単位
- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援（施設等整備）【H】
 - 2 国内肥料資源活用総合推進支援（肥料の試作・栽培実証・機械導入等）【S】
 - 3 国内肥料資源活用推進事業（都道府県協議会事務経費）【S】
 - 4 国内肥料資源流通促進支援（全国段階での推進活動）【S】
 - 5 国内外の肥料原料価格の動向等調査【S】

B : 畜産環境対策総合支援事業
【都道府県・民間団体向け補助金】

- 1 畜産堆肥流通体制支援事業（全国団体での推進活動）【S】
- 2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（成分分析・堆肥造粒機等の導入等）【S】
- 3 畜産・土づくり施設等導入支援事業（堆肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等整備）【H】
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業（悪臭防止や汚水処理について高度な施設等整備）【H】

C : 調査事業（委託事業）
【民間団体等向け委託費】

- 1 全国一斉地力調査事業
- 2 家畜排せつ物管理方法実態調査

H : 施設整備等事業（ハード事業）45.1億円

S : 実証・機械導入等事業（ソフト事業）10.9億円の内数

・ 赤字 : 本資料において説明する事業内容

✓ 国内資源由来肥料（※）の利用拡大に当たって、関係事業者が抱える課題の解決に必要な取組を支援します。

原料供給事業者

農家や肥料製造事業者が使いやすい肥料や肥料原料の安定供給に向けた体制づくりを支援します。

詳細はP12・28へ

堆肥の高品質化

堆肥の水分調整、発酵、調整等に必要な施設の整備・改修や機械導入等への支援が可能です。



ペレット化による肥料メーカーへの供給、広域流通

ペレット化設備の導入や、新たな流通方法の検討に必要な運搬費等への支援が可能です。



肥料・肥料原料の成分分析

分析機関への外注、検査機器の導入等への支援が可能です。



肥料製造事業者

肥料利用者が使いやすい国内資源由来肥料の製造・供給体制づくりを支援します。

詳細はP13へ

新たな肥料の試作

肥料試作に必要な肥料原料の購入、成分の分析、施肥効果の検証等への支援が可能です。



製造・配合などの施設整備

製造施設の整備やライン増設、臭気・衛生対策に必要な設備の導入等への支援が可能です。



流通体制の整備

原料や肥料の保管に必要な施設の整備、原料等の運搬に係る実証等への支援が可能です。



肥料利用者

国内資源由来肥料への転換に必要な新たな肥料の効果検証の取組や散布機の導入等を支援します。

詳細はP14へ

生産現場での新たな肥料の導入や効果の検証

栽培実証に必要な新たな肥料の購入に係る経費、土壌分析、研修会の開催等への支援が可能です。



散布機の導入

マニュアルスプレッダやブロードキャスト等の散布機導入の支援が可能です。



【事業実施の前提】原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で「連携計画」を作成

「連携計画」とは？

記載例

- ✓ 国内資源の肥料利用の拡大に向けて、**事業実施主体が連携するプレーヤーと取組内容を整理する計画**です。
- ✓ 肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者のそれぞれを位置付けていただく必要がありますが、**必ずしも三者が別々の者である必要はありません**。

（例）原料供給事業者と肥料製造事業者が同一の事業者となるケース、肥料製造事業者と肥料利用が同一の事業者となるケース等）

国内肥料資源の利用拡大に向けた連携計画

課題	〇〇地域では、畜産業から排出される家畜ふん尿を個々の畜産農家が堆肥製造等により処理してきたが、近隣に堆肥を利用する耕種農家が少なく、家畜ふん尿の滞留が畜産経営の維持・拡大の障壁となっている。
目指す姿	国内資源である家畜ふん堆肥を主原料とする肥料をペレット化し、県内のみならず、県外へも流通させることにより、供給量を増加させるとともに、耕種農家と連携し、化学肥料の代替肥料として定着させる。

原料供給事業者		肥料製造事業者		肥料利用者	
事業者名	□□畜産	事業者名	△△肥料	事業者名	☆☆農業協同組合の耕種農家
取組内容	ペレット加工に適した品質（水分調整等）で肥料原料となる豚ふん堆肥を安定供給する。	取組内容	堆肥受け入れ施設を増強するとともに、農家が使いやすい堆肥入り6-6-6混合肥料の供給に向け、ペレット化に必要な施設を整備する。	取組内容	化学肥料に代わる新たな堆肥入り6-6-6混合肥料の効果検証を行うとともに、散布に必要な機械を導入する。
活用事業	—	活用事業	国内資料資源利用拡大対策事業	活用事業	—

A : 国内肥料資源活用総合支援事業

主な変更点	内容
1 事業メニュー	■ 「<u>国内肥料資源活用推進事業（都道府県協議会への支援）</u>」について、都道府県協議会による事業実施に必要な事務的経費のみならず、<u>施肥基準の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等、都道府県協議会による多様な取組についても支援対象に追加。</u> 要領別紙1－3
2 補助上限額	■ 「国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード支援）」及び「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」について、<u>1事業実施計画書当たりの補助上限額を設定。</u> － 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード支援） ： 20億円【変更なし】 － 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援） ： 3千万円（機械導入費を除く。） 【新設】 要領別紙1－1/1－2

主な変更点	内容
3 補助対象経費	■ <u>「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」の補助対象経費</u>を一部見直し。 － <u>資材運搬費</u>：新たな流通方法の実証に係る経費に限定。 － <u>予算成立日以降に遡って支援対象とする費目</u>：<u>資材運搬費を除外し、資材購入費に限定。</u> 要領別紙 1 - 2
4 事業実施計画書の 対象期間・提出方法等	■ <u>「国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード支援）」に限り、複数年度に渡る事業実施計画書の作成を可。</u> 要領別紙 1 の第 7 ■ <u>肥料利用者による事業実施計画書の提出や採択後の補助金交付手続等に係るルート</u>について、<u>連携計画に基づく取組範囲ではなく、事業の実施範囲を基に設定。</u> ⇒ 事業の実施範囲が、都道府県域を跨る場合は直接地方農政局等へ、都道府県域に収まる場合は都道府県協議会へ提出。 要領別紙 1 の第 8 ■ <u>事業実施計画書等の様式を変更。</u> （取組工程表や栽培実証計画等を添付、連携計画の様式を指定等。） 要領別紙 1 別記様式第 5 号・12号

主な変更点	内容
5 事業実施計画書 に対する審査基準	■ <u>「国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード支援）」及び「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」に係る事業実施計画書の審査に当たり、成果目標の増加量に加え、肥料の主成分（窒素、リン酸、加里）の含有量等を加味した審査基準を設定。</u> 要領別紙 1 - 6 ■ <u>「国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト支援）」において、本事業の実施に供するほ場が、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられているほ場の場合又は事業実施主体若しくは事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が地域計画のうち目標地図に位置付けられた者である場合</u>には<u>ポイントを加算。</u> 要領別紙 1 - 6 ■ 採択に必要な<u>下限ポイントを設定。</u> 要領別紙 1 - 6
6 その他	＜他施策との関連付け＞ ■ <u>配合飼料を購入している畜産業を営む者が、事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定制度の契約締結を継続することを要件化。</u> 要領別紙 1 の第16



支援対象者

- (1) 畜産業を営む者又は地域の家畜排せつ物処理を引き受けて堆肥の生産を行う者。
- (2) 牛肉骨粉製造事業者（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者。）
- (3) その他の事業者（食品残渣等の肥料原料として使用できる資源を供給する者。）
（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

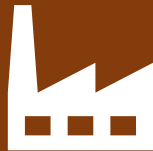
支援メニュー（※1）			補助率	成果目標（※2）
1	ソフト	国内資源由来肥料原料の成分分析、原料の収集に係る実証	定額	国内資源由来肥料の 施用面積の増加
2		事業の効率的な取組に必要な調査		
3		取組拡大のための情報発信		
4	ハード	国内資源由来肥料原料の収集・運搬等に必要な機械の導入	1 / 2 以内	国内資源由来肥料原料の 供給数量の増加
5		国内資源由来肥料の製造のための国内資源供給施設等の整備 （施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む）	1 / 2 以内	

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

留意事項等

- ・ 配合飼料を購入している畜産業を営む者の場合、配合飼料価格安定制度の契約締結を継続する必要。
- ・ 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



支援対象者

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条に基づき登録を受けている者
又は第22条に基づき届出を行っている者

（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）			補助率	成果目標（※2）
1	ソフト	国内資源由来肥料の成分分析、原料の収集や国内資源由来肥料の運搬に係る実証	定額	国内資源由来肥料の 施用面積の増加
2		国内資源由来肥料の試作		
3		事業の効率的な取組に必要な調査		
4		取組拡大のための情報発信		
5	ハード	国内資源由来肥料の加工等に必要な機械の導入	1 / 2 以内	
6		国内資源由来肥料の製造の施設等の整備 （施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む）	1 / 2 以内	国内資源由来肥料の 供給数量の増加

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

留意事項等

- 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。



支援対象者

- 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者及び地方公共団体等。
- 国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5人以上参加する必要。
（この他、ソフト支援に限り、関係事業者で構成し一定の要件を満たすコンソーシアムも可。）

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※1）			補助率	成果目標（※2）
1	ソフト	国内資源由来肥料の肥培効果や散布効率に関する栽培実証、土壌等に関する分析（※3、4）	定額	国内資源由来肥料の 施用面積の増加
2		事業の効率的な取組に必要な調査		
3		取組拡大のための情報発信		
4		国内資源由来肥料の散布や土壌分析等に必要な機械の導入（※3）	1/2以内	
5	ハード	国内資源由来肥料の流通保管施設等の整備 （施設等の整備に伴う既存施設等の撤去・原状回復を含む）	1/2以内	国内資源由来肥料の 取扱数量の増加

（※1）必要な支援メニューを選択可能です。

（※2）成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

（※3）事業実施計画書に位置付けられた中心的な取組主体が行う1に係る資材購入費、燃料費、役務費や4に係る機械器具費等も支援対象です。

（※4）1に係る資材購入費については、予算成立日（令和5年11月29日）以降に購入した資材も支援対象です。

留意事項等

- 国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に取り組む必要。

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー（※ 1）		補助率	成果目標（※ 2）
1	事業実施主体に対する指導や助言等	定額	(目標設定不要)
2	事業実施主体に対する補助金の交付等		
3	事業実施主体から提出された書類の確認		
4	国内資源由来肥料の活用促進のための調査等 〔 施肥基準等の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等 〕		国内資源由来肥料の取組拡大に向けた検証可能な成果目標を設定する必要。
5	その他必要な事項 〔 1 ～ 4 の取組のほかに、事業の推進に必要な取組 〕		

(※ 1) 必要な支援メニューを選択可能です。

(※ 2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度となります。

留意事項等

- 協議会規約等及び業務方法書を定め、地方農政局長等の承認を得る必要。
ただし、過去に承認を受けた協議会を存置させ、協議会規約が過去の承認時等から変更されていない場合は、承認手続を省略可。
- 都道府県協議会による間接補助事業の完了は、間接補助事業者（事業実施主体）への補助金の交付や外部委託業務等の完了となるため、年度内にこれらに係る支払を終えられるよう、概算払の活用を含め執行管理が必要。

補助対象経費（共通）

本事業を実施するために直接必要となる下記の費目が補助対象となります。

⚠ 目標達成に向けた取組に必要な経費として明確に区分でき、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

費目	留意事項等
機械器具費	・機械の導入、リース導入又は改良に係る経費 ・計画書作成段階で複数見積り、交付決定後に一般競争入札又は複数見積もりが必要 ・導入する機械等の能力・規模が適正である必要
資材購入費	・栽培実証用の資材購入費については、予算成立日以降に購入した資材が対象
資材運搬費	・肥料の原料収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費
備品費	・取得価格が50万円未満のもの
会場借料	・事業実施主体が会議室を有している場合は、当該会議室を優先して使用する必要
通信・運搬費	
借上費	・レンタルが困難な場合は、リースも可
印刷製本費	
消耗品費	・備品費に属さないもの（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
情報発信費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発は対象外

費目	留意事項等
燃料費	・農業用機械や車両等の燃料代
旅費	・事業を行うために必要な出張に係る経費
謝金	・都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は対象外
委託費	・第三者に委託することが必要かつ合理的・効率的な業務に限定する必要 ・委託先の事業者名、委託業務の内容、委託率（補助金合計額に占める委託費を割合）を明記する必要
役務費	
雑役務費	
賃金等	・事業実施のため、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価等
施設等の整備又は改修に必要な経費	・新設のほか、一定の要件を満たす既存施設等の改修も可 ・補助対象事業費の考え方等については、P17

国内肥料資源活用施設総合整備支援に係る留意事項等

補助対象事業費	主な手続	留意事項
① 工事費 (建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費を含む。)	1. 実施設計書の作成 － 実施設計書を作成の上、工事の着工までに地方農政局長等に提出。	✓ 設計事務所等に委託する場合には、原則として一般競争入札により受注者を選定する必要。
② 実施設計費 (実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。)	2. 事業の施行 － 直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの方法によって実施。 － 工事の着手に当たり、入札結果等を地方農政局長等に提出。	✓ 施設整備等に係る契約に当たっては、契約手続等の一層の公平性、透明性等を図る必要。 － 契約者選定に当たり、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置。 － 工事に関する契約において、一括下請負の禁止についての契約条項を明記。 － 一般競争入札に当たり、公告期間は 10 日間以上(土日祝祭日を含まない)を確保し、広く周知。
③ 工事雑費 (原則として①＋②の3.5%以内)	3. 事業完了 － 工事が完了したときは、速やかにしゅん功届を地方農政局長等に提出。	✓ 補助対象経費の中に、事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合には、適正に利益等を排除する必要。

原料供給事業者・肥料製造事業者

「連携計画」
に位置付けら
れた取組範囲

都道府県域を超えない場合
⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合
⇒ 都道府県協議会 又は
地方農政局等に対し申請

肥料利用者

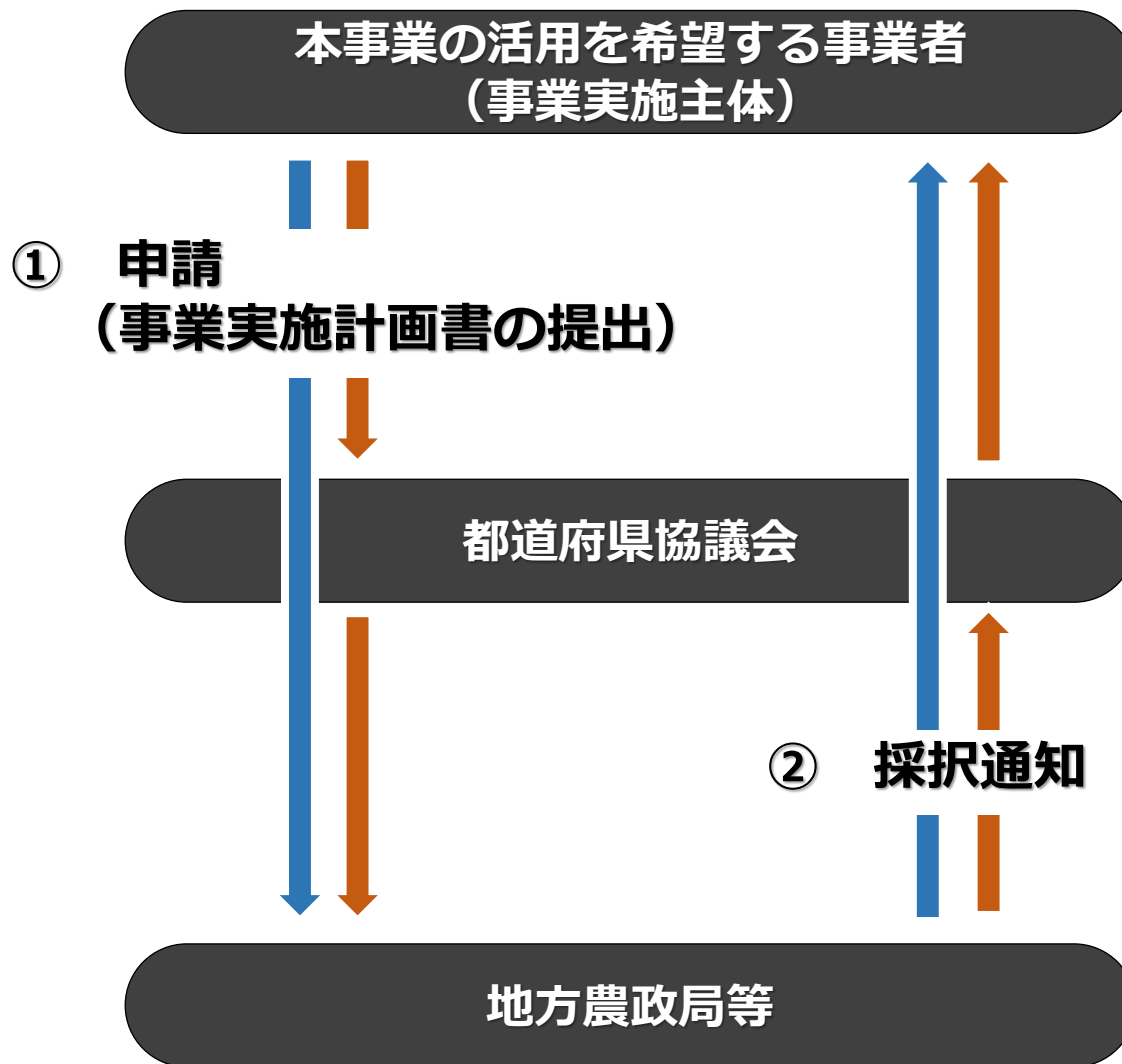
事業の
実施場所

都道府県域を超えない場合
⇒ 都道府県協議会に対し申請

都道府県域を超える場合
⇒ 都道府県協議会 又は
地方農政局等に対し申請

※ 1 : 申請先が異なっても、実施要領に定める審査基準に従い同じタイミングで審査を実施します。提出ルートの違いにより採択基準や採択のタイミングが異なることはありません。

※ 2 : 採択後の交付申請手続等の手続ルートの考え方も同様です。



- 事業の目的
- 事業完了予定年月日（※1）
- 供給・利用する肥料
（肥料の種類、国内資源の種類、国内資源由来成分等）
- 成果目標（現状値・目標値、成果目標の設定根拠）
- 事業実施体制図
- 活用する支援メニュー等
- 工程表
- 事業費積算内訳（※2）

活用する支援メニューに応じて作成

（施設等の整備をする場合）

- 事業費の積算根拠、施設等の規模決定根拠、管理運営規定、図面、収支計画等

（栽培実証をする場合）

- 栽培実証計画
（実証者情報、実証ほ場、実証品目、実証肥料、実証散布量、図面等）

（機械・機具を導入する場合）

- 見積書（2者以上）
- 導入する機械等の能力・規模が適正であることを示す資料

※1 「国内肥料資源活用施設総合整備支援」に限り、総事業費が一定の規模を超え、工程上、単年度の事業完了が不可能な場合には、複数年度に渡る事業実施計画書の作成が可能です。

※2 1事業実施計画書当たりの補助上限額があります。

＜国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援に係る審査基準案＞

- ✓ 事業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補者を選定します。
- ✓ 必須項目において一つでも不採択がある場合又はポイントの合計値が一定の値（8ポイント）に満たない場合は、補助金交付候補者として選定しないものとします。
- ✓ ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い事業実施計画書を上位として順位を定めます。

注：過年度に本事業を活用した事業実施主体においては、過年度事業の成果目標値又は現状値のいずれか大きい値からの増加量により評価します。

必須項目	事業実施計画書の妥当性 (採択/不採択)	- 成果目標の妥当性 - 事業費の妥当性 - 取組内容や事業スケジュールの実現性
	事業実施主体の適格性 (採択/不採択)	- 要件の適合 - 実施体制の整備 - 連携計画の策定
評価項目	成果目標（8/6/4/2/1）	設定した成果目標の増加量（目標値－現状値）注
加算項目	取組の広域性(3)	広域流通に適した肥料の形態
	化学肥料の代替性(8/5/3)	国内資源由来の窒素、リン酸、加里の成分量
	取組の新規性（6）	過年度における本事業の実施の有無
	他施策との連携(5/2)	- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画認定の有無 - 農業競争力強化法に基づく認定の有無 - 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組の有無

※：（ ）内の数字は、ポイント

- ✓ 事業実施主体への補助金の交付等の事務に係る取組に対して優先して予算を配分します。
- ✓ その後、施肥基準の見直しに向けた調査、関係事業者間の連携づくりや生産現場への普及啓発の取組等、都道府県協議会による多様な取組について、内容に応じてポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から優先順位を定め、採択します。

＜国内肥料資源活用推進事業に係る審査基準案＞

必須項目	事業実施計画書の妥当性 (採択/不採択)	・ 事業費の妥当性 ・ 取組内容や事業スケジュールの実現性 ・ 成果目標の妥当性
	事業実施主体の適格性 (採択/不採択)	・ 要件の適合
加算項目	取組の類型	・ 施肥基準の見直しに向けた取組が計画されている場合(10)
		・ 関係事業者間の連携づくりの取組が計画されている場合(10)
		・ 生産現場への普及啓発の取組が計画されている場合(5)
		・ 対策事業の推進に必要な取組が計画されている場合(3)

※：（ ）内の数字は、ポイント

要領別紙 1 - 6

国

事業実施主体

- 事業実施主体の募集。
(採択状況等を踏まえ、複数回実施。)

- 事業実施計画書等の審査。
- 補助金交付候補者の選定。
- 採択通知の発出。
(交付申請書の提出期限を通知。)

- 申請内容の審査。
- 交付決定採択通知の発出。
(交付申請書の受理から交付決定通知までの標準的な期間は1月。)

事業実施主体
の募集

採択手続

交付申請

交付決定

事業実施

- 事業実施計画書、連携計画を作成の上、提出。

☒ **連携計画の関係者を含め、十分に計画内容を精査の上、実現可能な計画を提出してください。**

- 採択通知を受理した後、必要に応じて事業実施計画書の修正を行った上で、交付申請書を提出。
(補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、減額して申請。)

- **交付決定通知書の受理後、事業開始。**
(事業に係る発注・契約等が可能。)

交付決定の内容又はこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行。

補助事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあつては、「交付決定前着手届」を提出する必要。

事業実施

(留意事項)

- － 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付す必要。
(補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることも可。)
- － 契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求める必要。
- － 次の場合には、交付決定の取り消し等の措置。
 - ・ 法令や交付決定者の指示に違反した場合
 - ・ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - ・ 補助事業に関し、不正、事務手続の遅延、不当な行為をした場合 等

〔 1月31日まで 〕

- **事業遂行状況報告書**の提出。(ただし、概算払請求書を提出した場合は不要。)
- (必要に応じて) 概算払請求書／計画変更等承認申請書／遅延届出書の提出。

〔 補助事業が完了した日から1月を経過した日
又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで 〕

- **実績報告書**の提出。
- (必要に応じて) 取得財産等処分の承認申請。

〔 成果目標の目標年度の翌年度の7月末日まで 〕

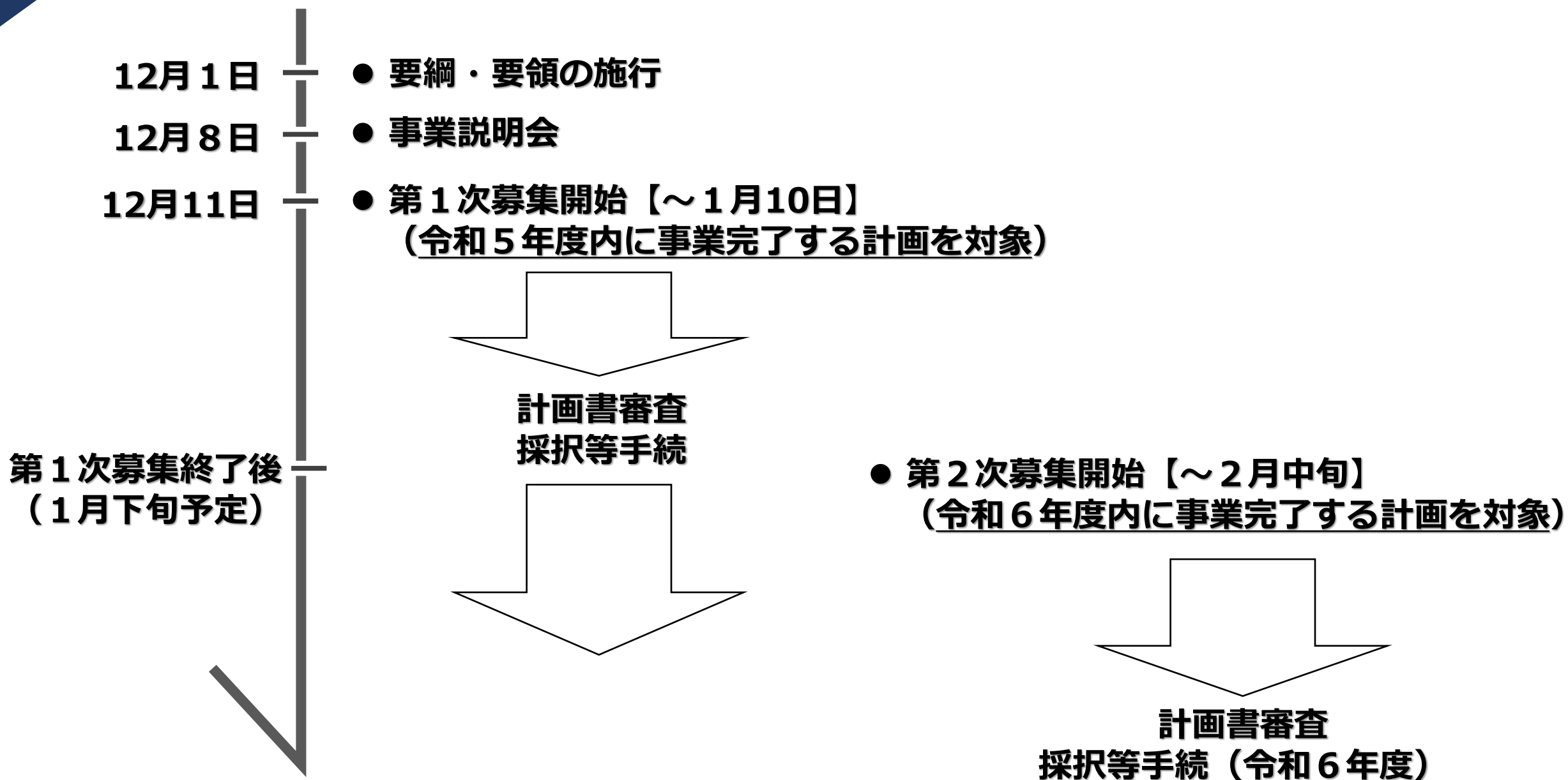
- **評価報告書**の提出。
(成果目標の達成状況について評価)

- 額の確定、精算。
(補助金の額を確定し通知。)

- ・ 現地調査
- ・ 必要に応じて是正命令

事業完了後

取得財産等については、補助事業完了後においても、**善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って効率的運用を図る必要。**



B : 畜産環境対策総合支援事業

主な変更点	内容
1 事業メニュー	1. <u>「畜産環境対策推進体制支援事業（ソフト支援）」</u>（地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討の取組等への支援）を廃止。 2. 1の廃止に伴い、<u>「畜産環境関連施設等導入支援事業（ハード支援）」</u>に、臭気測定、水質検査等を支援対象とするメニューを新設（施設整備と併せて実施する場合に限る）。 3. 「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（ソフト支援）」 ① <u>「畜産物のブランド化」、「異なる畜種間の連携」</u>メニューを廃止。 （メニュー廃止後においても、事業実施主体が同様の取組を行う場合は、既存の「協議会の開催」メニューの中で引き続き支援が可能。） ② <u>堆肥の高品質化、ペレット化に必要な機械導入と併せて、堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成（15千円/ t）を新設。</u> 要領別紙2 第1の2、4、別表1、2
2 補助上限額	■ 「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」について、<u>1事業実施計画書当たりの補助上限額3千万円を設定(機械装置等導入費を除く)。</u>【新設】 要領別紙2 別表1

3 成果目標、採点基準

1. 「堆肥又は液肥の生産・流通に係る取組」の成果目標を見直し

現行：取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物を原料とする

- 1 堆肥又は液肥の生産量に占める販売量の割合の10ポイント以上の増加
- 2 堆肥又は液肥の生産量に占める肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加

改正：取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める

- 1 販売量の割合の10ポイント以上の増加
- 2 肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加

2. 「焼却灰等の生産・流通に係る取組」の成果目標を見直し

現行：取組主体である畜産を営む者又は事業実施主体の構成員である畜産を営む者から発生する家畜排せつ物等を原料とする焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売

改正：取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売

3. 「焼却灰等の生産・流通に係る取組」の採点基準を見直し

現行：【焼却灰】焼却灰の全量を、肥料原料として肥料業者に販売・・・7点

改正：【焼却灰等】成果目標の増加量に比して加点

<u>1,000 t 以上・・・10点</u>	<u>100 t 以上・・・6点</u>	<u>10 t 以上・・・2点</u>
<u>500 t 以上・・・8点</u>	<u>50 t 以上・・・4点</u>	

	主な変更点	内容
4	取組主体	■ 取組主体となれる者のうち、<u>株式会社又は持ち分会社について、中小企業要件を削除。</u> 要領別紙2 第3の1
5	事業実施計画書の 対象期間・提出方法等	1. <u>「畜産・土づくり施設等導入支援事業」及び「畜産環境関連施設等導入支援事業」に限り、複数年度に渡る事業実施計画書の作成を可。</u> 要領別紙2 第6の1, 第7の2、別添1 2. 交付申請書等の申請ルートについては、<u>市町村長を経由することを必須とする規定を撤廃し、都道府県知事が必要と認める場合にできる規定に見直し。</u> 要領別紙2 第7の2
6	その他	<他施策との関連付け> ■ <u>配合飼料を購入している畜産業を営む者が、事業実施主体になる場合には、配合飼料価格安定制度の契約締結を継続することを要件化。</u> 要領別紙2 第3の2 <事業の事務手続や補助対象経費の取扱い> ■ 事業の事務手続や補助対象経費の取扱いについては、<u>「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」を準用していたものを見直し、新たに規定。</u> 要領別紙2 別添2



事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者
畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー		補助	成果目標（※）
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業	・協議会の開催、堆肥の成分分析、クロピラリド検査体制の構築 等	定額	事業実施計画と整合のとれた定量的な目標
	・堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要となる機械、クロピラリド検査機器の導入 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める ・販売量の割合の10ポイント以上の増加 ・肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加 いずれか1つの目標を選択
畜産・土づくり施設等導入支援事業	・堆肥（液肥）の高品質化、ペレット化による広域流通等に必要な施設の整備又は補改修 ・堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成	1/2 以内 15千円/ t 以内	
	・家畜排せつ物等焼却ボイラー施設整備	1/2 以内	取組主体における焼却灰等の生産量を増加させた上で、全量販売
畜産環境関連施設等導入支援事業	・高度な畜産環境対策に必要な施設の整備又は補改修 ・臭気測定、水質検査等	1/2 以内 定額	・臭気指数の11%以上の低減 ・排水1リットル当たりの硝酸性窒素等の20%以上の低減

（※）目標年度は、「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」のうち、協議会の開催等の支援は事業実施年度の翌年度、それ以外の事業は、事業実施年度の翌々年度となります。

補助対象経費（共通）

本事業を実施するために直接必要となる下記の費目が補助対象となります。

 目標達成に向けた取組に必要な経費として明確に区分でき、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

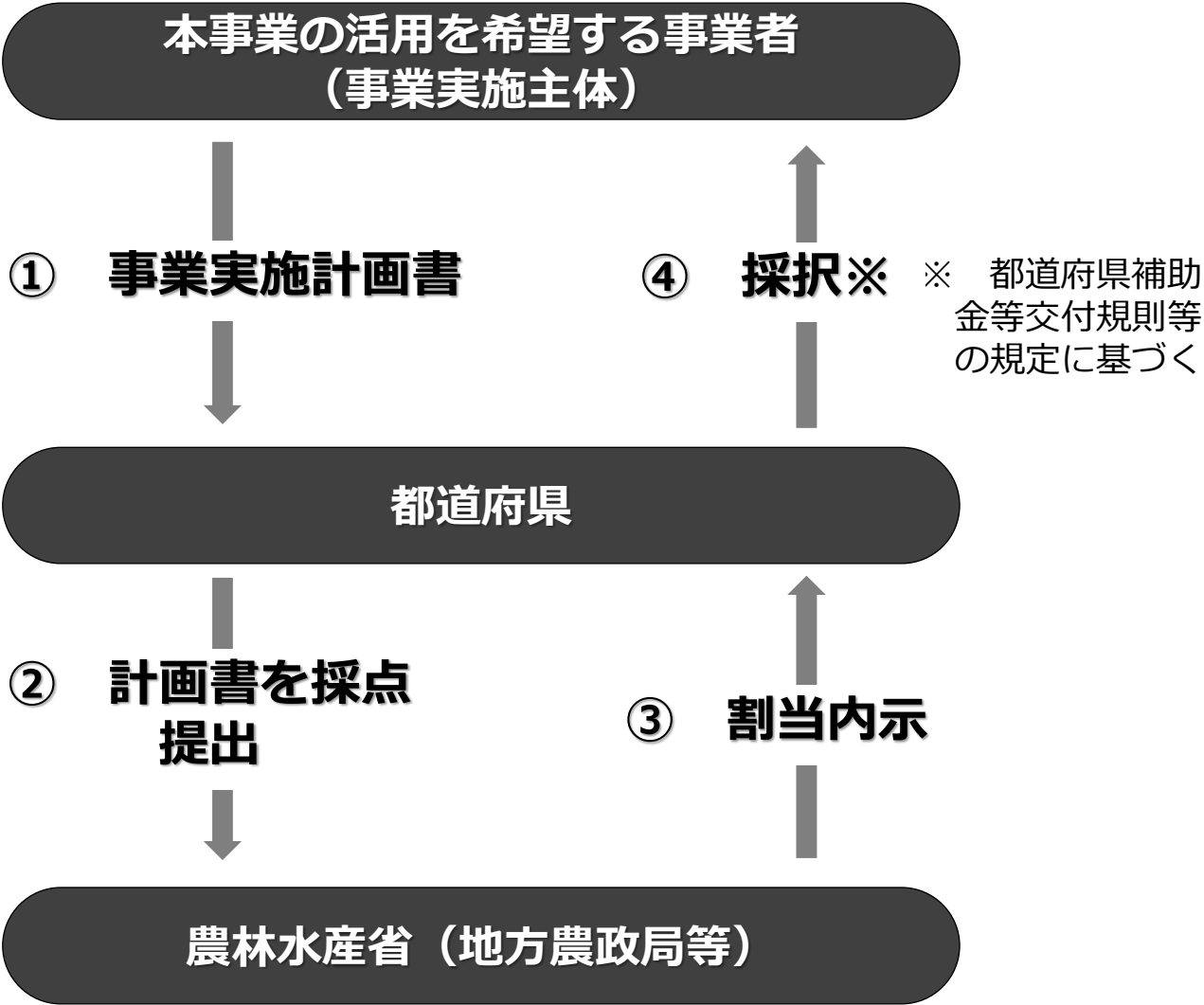
費目	細目	留意事項等	費目	細目	留意事項等
事業費	会場借料	・ 会議等を開催する場合		研修受講費	・ 研修の受講に要する経費
	薬品費	・ 試薬、検査キット等の経費		法律相談費	・ クロピラリドに起因する生育障害が発生した際の法律相談に要する経費
	機械装置等導入費	・ 堆肥の高品質化、ペレット化、袋詰め及びその他堆肥の流通を促進するために必要な機械の導入費 ・ クロピラリド検査機器の導入費 ・ 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費	旅費	調査員旅費	・ 資料収集、各種調査、打合せ、成果発表、研修等に必要経費
	通信運搬費	・ 郵便代、運送代及びデータ通信の経費		委員旅費	・ 会議出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費
	借上費	・ 実験機器、事務機器、分析機器、農業用機械、現地確認のための自動車等の借上経費		講師旅費	・ 研修会を開催するために依頼した専門家に支払う経費
	印刷製本費	・ 資料等の印刷に係る経費	謝金		・ 資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝金に必要な経費
	原材料費	・ 必要となる材料の経費	委託費		・ 事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 ・ 補助金の額の50%未満とする。
	消耗品費	・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費	役務費		・ それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、検査、試験等を行う経費
	普及啓発費	・ 事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバー利用料等の経費、広告・普及啓発に要する経費	雑役務費	手数料	・ 謝金等の振込手数料

要望調査の実施

- 事業の要望調査は、交付申請前に、事業実施計画の事前調整を目的として実施します。
- 実施のスケジュール等は、農林水産省ホームページでお知らせします。
- 事業実施計画書の提出先となる都道府県、地方農政局等、農林水産省（本省）それぞれの段階で、提出期限が設定されます。

審査、割当内示

- 農林水産省（本省）は、地方農政局等を通じ、全国の都道府県から提出された事業実施計画書を審査します。
- 畜産・土づくり施設等導入支援及び畜産環境関連施設等導入支援事業は、財務省協議を行います。



交付申請

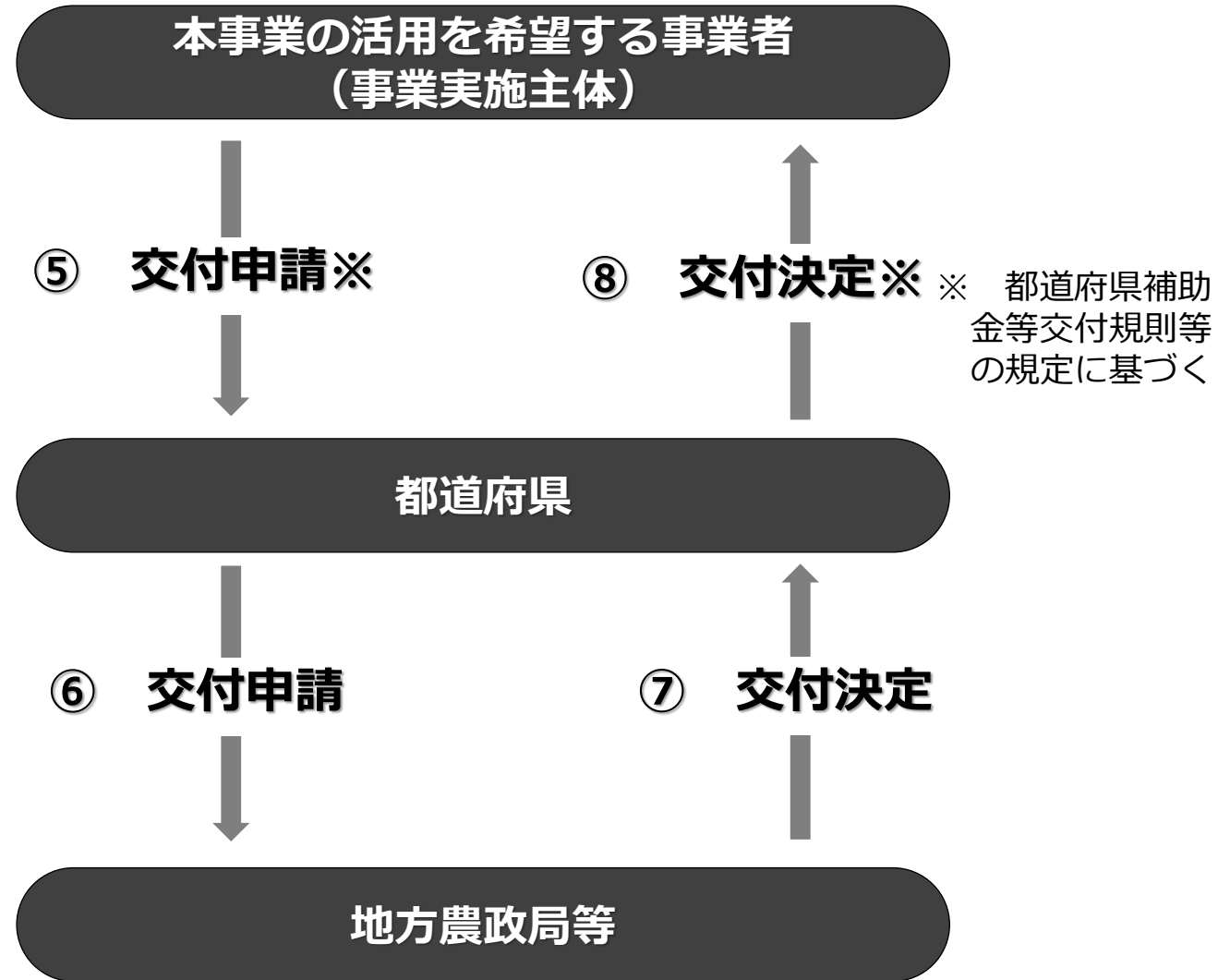
- 事業実施計画が採択された事業実施主体は、都道府県が定める都道府県補助金等交付規則等に基づき、交付申請書を都道府県に提出します。
- 都道府県は、事業実施主体から提出された交付申請書を審査・とりまとめ、地方農政局等に申請します。

交付決定

- 地方農政局等は、都道府県から提出された交付申請書を審査し、都道府県に交付決定を通知します。
- 都道府県は、都道府県補助金等交付規則等の規定に基づき、事業実施主体に対し、交付決定を通知します。

交付決定前着手届

- 事業実施主体は、交付決定後に事業に着工又は着手してください。
- ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、「交付決定前着手届」を都道府県に提出してください。



- ✓ 事業実施計画書ごとに評価・ポイント付けし、ポイントの合計値の高い事業実施計画書から、予算の範囲内で採択します。
- ✓ 必須項目において、一つでも「全く認められない：0点」がある場合、採択しないものとします。
- ✓ ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い事業実施計画書を上位として順位を定めます。

必須項目 (共通)	有効性		・ 課題設定の正確性
	実現性		・ 目標の妥当性 ・ 計画の実現可能性 ・ 協議会の組織性
	効率性		・ 予算計画の妥当性 ・ スケジュールの妥当性
	公益性		・ 地域の政策課題との整合性 ・ 地域への波及性
必須項目 (施設等整備)	畜産・土づくり施設等導入支援事業	堆肥	取組主体における堆肥の生産量に占める販売量または肥料販売業者への販売量の割合の増加
		液肥	取組主体における液肥の生産量に占める販売量または肥料販売業者への販売量の割合の増加
		焼却灰等	成果目標の増加量
	畜産環境関連施設等導入支援事業	浄化处理	現状の事業場排水 1 リットル当たりの硝酸性窒素等を20%以上の低減率
		悪臭低減	事業場との敷地境界線上の臭気指数を11%以上の低減率
加算項目	他施策との連携		みどり法に基づく計画認定の有無

12月 1 日

- 要綱・要領の施行

12月 8 日

- 事業説明会

● 令和 4 年度補正予算 随時募集
(令和 5 年度内に事業完了する計画を対象)

- 令和 5 年度補正予算 要望調査 (第 1 回)
(令和 6 年度内に事業完了する計画を対象)

計画書審査
採択等手続 (令和 6 年度)

国内肥料資源活用総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課
011-330-8807

東北農政局 生産技術環境課
022-221-6214

関東農政局 生産技術環境課
048-740-0065

北陸農政局 生産技術環境課
076-232-4893

東海農政局 生産技術環境課
052-746-1313

近畿農政局 生産技術環境課
075-414-9722

中国四国農政局 生産技術環境課
086-224-4511（内線2773、2448）

九州農政局 生産技術環境課
096-300-6269

沖縄総合事務局 生産振興課
098-866-1653

農林水産省の窓口

農産局技術普及課
03-6744-2182

（肥料利用者の実証・機械導入等の取組に関する事項）
農産局農業環境対策課
03-3593-6495



畜産環境対策総合支援事業

各地方農政局等の窓口

北海道農政事務所 生産支援課
011-350-7656

東北農政局 畜産課
022-221-6198

関東農政局 畜産課
048-740-0444

北陸農政局 畜産課
076-232-4317

東海農政局 畜産課
052-223-4625

近畿農政局 畜産課
075-414-9022

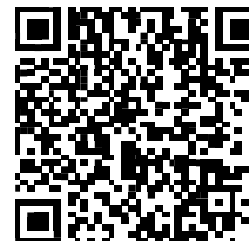
中国四国農政局 畜産課
086-224-4511

九州農政局 畜産課
096-211-9111

沖縄総合事務局 生産振興課
098-866-1653

農林水産省の窓口

畜産局 畜産振興課
03-6744-7189



都道府県の窓口



参考資料

国内肥料資源の利用拡大 に向けた取組

関係者の機運の醸成

（国内資源由来肥料の利用拡大に向けた全国推進協議会）

- 国内肥料資源の利用拡大に向け、原料供給事業者、肥料製造事業者、耕種農家等の関係者が一堂に会し、取組方針等を共有し機運を醸成するほか、関係者が連携した取組を推進するため、全国推進協議会を設立。（令和5年2月）



会員

国内肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者、関係団体、研究機関、地方公共団体、関係府省庁であって、協議会の設立趣旨に賛同する者。（12/5時点：345会員）

幹事会

会員の中から選出する幹事を構成員とする幹事会を設置。

協議会の具体の活動内容等を検討。

（一社）全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、
（一社）日本有機資源協会、（公社）中央畜産会、
（一財）畜産環境整備機構、（公社）日本下水道協会、
（一社）全国肥料商連合会、（公社）日本農業法人協会

広域的な連携の取組サポート

事業者間のマッチング機会（国内資源利用体制の構築）の場を提供し、新たな連携づくりをサポート。

生産現場での利用拡大に向けた取組を推進

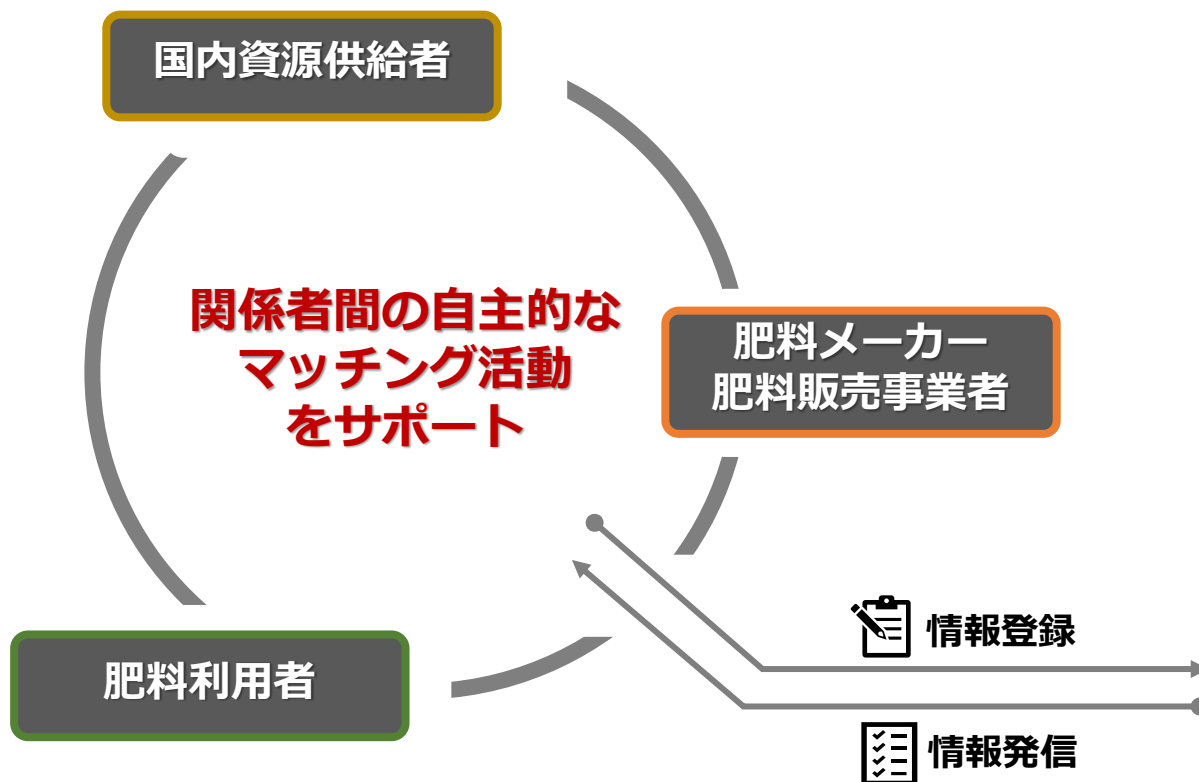
各地の先行事例等を基に、国内資源由来肥料の導入メリットを広く情報発信するとともに、取組のポイントや生産現場での導入に当たって留意すべき事項等を取りまとめ横展開を図り、生産現場における国内資源の肥料利用の拡大に向けた取組を推進。

先進事例の横展開・関連情報の提供

農水省HPにおいて、関連施策情報のほか、会員からの情報を随時受け付け、多様な関係者による取組に関する情報や知見をタイムリーに発信。

関係事業者間の連携づくり① (マッチングの取組)

- 関係事業者間の連携づくりの契機となるよう、関係事業者のニーズ等に関する情報を一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトを開設。（令和4年12月）
- 併せて、関係事業者間の実際の交流機会の場合として、マッチングフォーラムを開催。



農林水産省 English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事業から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会報・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 農産 > 農産生産資材政策情報 > 肥料関係情報 > 国内資源の肥料利用の拡大について > 国内肥料資源の利用拡大に向けた関係事業者間のマッチング支援の取組について

国内肥料資源の利用拡大に向けた関係事業者間のマッチング支援の取組について

1.目的

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組を推進するためには、肥料原料の供給者、肥料の製造事業者、肥料の利用者の間での連携が不可欠です。

このため、これら関係事業者の連携づくりの契機となるよう、関連事業者のニーズ等に関する情報を一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトを開設します。

2.情報登録のお願い

肥料原料の供給事業者、肥料の製造事業者及び肥料の利用者（生産者団体、耕種農家等）の皆様におかれましては、事業者情報やそれぞれのニーズ等に関する情報について、下記のリンク先から登録してください。（既定のフォーマットに入力いただくことで情報が登録されます。）

- 肥料原料の供給事業者（畜産事業者、下水事業者等）
- 肥料の製造事業者（肥料メーカー等）
- 肥料の利用者（生産者団体、耕種農家等）

関係事業者間の連携づくり② (国内資源由来肥料の利用拡大プロジェクト)



- 全国推進協議会会員を対象に、全国各地で国内資源由来肥料の利用拡大に取り組む「ヒト」や「情報」のネットワーク化を図り各地域における取組を後押し。

1 国内資源由来肥料の利用に関する知見の集約

新たに国内資源由来肥料を利用しようとする際に、参考となる情報や関係者に容易にアクセスできるよう、国内資源由来肥料に関する各地域の栽培実証データ等を一元的に集約し、会員へ提供。

2 国内資源由来肥料に関する取組内容等の発信

各会員の多様な取組内容を広くPRするため、会員が製造する国内資源由来肥料や、会員による国内資源由来肥料の利用事例等の情報を発信。

3 国内肥料資源推進ロゴマークの作成

国内資源の利用拡大に関する取組を更に促進するため、各会員のHP等への掲載など広報活動への利用や、国内資源由来肥料に添付可能なロゴマークを作成。



**現時点の御意向を
お聞かせください！**

